

戸籍に記載される振り仮名の通知書が届きます

5月26日の改正戸籍法施行により、本籍地の市区町村長から戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名の通知書が原則として筆頭者宛に郵送されます。通知書が届いたら、記載された振り仮名を必ずご確認ください。特に「ヤ・ユ・ヨ」などの小文字が大文字になっている可能性があります。

※戸籍内で別住所の方は住所地ごとに郵送します。

通知書発送時期

7月上旬～中旬頃
※通知書の発送時期は、本籍地市町村ごとで異なりますのでご注意ください。

通知書が届かない、個別事情、届書について

- ▼住民課 住民グループ
☎0247・62・8126
- ▼右記以外について
☎0570・05・0310
- ▼法務省コールセンター
☎0570・05・0310

県政世論調査にご協力ください

県民の皆さんのご意見を今後の県事業に役立てるための調査を実施しています。県内にお住まいの満15歳以上の男女2,000人（無作為抽出）に郵送で調査用紙をお送りしています。調査対象者として選ばれた際には、回答のご協力をお願いします。

▼回答期限 7月9日（水）
福島県県民広聴室
☎024・521・7013

税金・年金

令和7年度個人住民税（町県民税）について

令和7年度の個人住民税は、令和7年1月1日現在で三春町に住所があった人に課税されます。個人住民税が課税される人には、6月中旬以降に納税通知書を送付します。（給与から天引きされる人は、5月中旬に事業者へ通知しています。）

納税義務者	均等割	所得割
三春に住所がある方	○	○
三春に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷がある方	○	×

個人住民税が非課税になる場合

障がい者・未成年者・寡婦・ひとり親で令和6年中の合計所得金額が135万円以下の方
令和6年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の方
 $10万円 + 28万円 \times (1 + \text{同一生計配偶者} \times \text{扶養親族数}) + \text{扶養親族}$

がいる場合は16万8千円）※同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）で、合計所得金額が48万円以下の方
給与収入のみで扶養親族がいなかったときは、給与収入が93万円以下の場合に非課税になります。

★日本年金機構からのお知らせ

令和7年4月分（6月13日支払分）からの年金額は、法律の規定により、原則1.9割の引き上げとなります。
改定後の年金額は、年金額改定通知書でお知らせします。（原則として年金振込通知書と一体となった統合通知書を送付します）。この通知書は、6月上旬から順次送付します。
また、年金生活者支援給付金額は令和6年度から2.7割の増額改定となります。



★年金相談・お手続きの際は、ご予約を

年金相談や年金請求手続きについて、電話で「事前予約」を行っていただきます。



お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（基礎年金番号通知書や年金手帳など）をご用意ください。

▼電話がかかりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。

▼状況により時間どおりご案内できない場合もありますのでご了承ください。

ご予約は、全国共通の予約専用受付電話からお申込みください。

申 予約専用受付電話

☎0570・05・4890

▼受付時間 月～金曜日（平日）

午前8時30分～午後5時15分

問 郡山年金事務所

☎024・932・3434

第12回三春町土地改良区総代総選挙を実施します

三春町の南部地区において、三春ダム湖を水源として農業用水を供給している三春町土地改良区では、任期満了により総代総選挙を実施します。

総代とは、組合員を代表して総代会に出席し、議決権を行使する人です。立候補は18歳以上の組合員に限られます。詳しくは、お問い合わせください。

なお、立候補者が定数を超えないときは投票は行いません。

▼立候補届出日 6月8日（日）

午後1時～5時

▼投票日 6月13日（金）

午前7時～午後5時

▼届出受付所・投票所

役場1階多目的スペース

問 三春町土地改良区事務所

☎0247・73・8600

広告欄